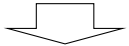


水質検査の項目と頻度（令和6年更新）

番号	グループ	項目名	基準値	浄 水			原 水
				基本検査頻度	検査回数の減・省略	留意事項	
1	A	一般細菌	100	月 1 回 以上	連続的に計測及び測定されている場合は 3 ヶ月 に 1 回以上	採水場所の選定は、 給水栓のうち施設の 構造、配管の状態を 考慮して最も効果的 な場所を選定するこ ととし、検査項目ご とに異なった給水栓 を選定しないこと。	○検査項目 「A（味を除く）」＋ 「A'」＋「B」＋「D」 ＋「E」＋「F」＋「G」 ＋ 「シアン化物イオン及び 塩化シアン」 について実施。 （「水道におけるクリプ トスポリジウム等対策指 針」におけるクリプトス ポリジウム指標菌及び汚 染のおそれのある施設で のクリプトスポリジウム の検査を実施する場合、 検査実施計画に記載する こと。） ○検査頻度 1 年に 1 回以上 （水質が最も悪化してい ると考えられる時期） ○留意事項 水源ごとに実施すること 水道事業者から供給され る水のみを受水している 場合は、水道事業者が行 う同一配水系統の水質検 査を持って替えることが できる
2		大腸菌	検出されないこと				
38		塩化物イオン	200				
46		有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3				
47		pH 値	5.8-8.6				
48		味	異常でないこと				
49		臭気	異常でないこと				
50	色度	5 度以下					
51	濁度	2 度以下					
11	A'	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	吹田市保健所長通知により毎月実施が望まし い。	水源における当該物質を産出する藻類の発生が 少ないことが明らかな期間は省略可。	年間の変動パターン が明らかになっている ものについては、 年間の最高値が測定 される時期を含むこ と。	
34		鉄及びその化合物	0.3				
37		マンガン及びその化合物	0.05				
42	B	ジェオスミン	0.00001	3 箇 月 に 1 回 以 上	① 水源に水又は汚染物質を排出 する施設の設置の状況等から 原水の水質が大きく変わるお それが少ないと認められる場 合（過去 3 年間に於いて水源 の種別、取水地点又は浄水方 法を変更した場合を除く）で あって、 過去 3 年間に於ける各項目 の検査の結果（最大値）が基 準値と比べて ・5 分の 1 以下の場合 → 1 年に 1 回以上 ・10 分の 1 以下の場合 → 3 年に 1 回以上に減じる ことができる  ② ①の規定にかかわらず、過去 の検査の結果（最大値）が基 準値の 2 分の 1 を超えたこと がなく、 右欄※の事項を勘案して検 査を行う必要がないことが明 らかな場合、 →省略可能であるが 3 年に 1 回は測定すること	※ 原水並びに水源 及びその周辺の 状況（海水を原水と している場合は 「12 ホウ素」は 省略できない） ※ 原水、水源及び その周辺の状況 並びに薬品及び 資機材等の使用 状況 ※ 原水並びに水源 及びその周辺の 状況（地下水を水源 とする場合は、 近傍の地域にお ける地下水の状 況を含む）	
43		2-メチルイソボルネオール	0.00001				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01					
23	クロロホルム	0.06					
25	ジブロモクロロメタン	0.1					
29	ブロモジクロロメタン	0.03					
30	ブロモホルム	0.09					
27	総トリハロメタン（23, 25, 29, 30 の総和）	0.1					
22	クロロ酢酸	0.02					
24	ジクロロ酢酸	0.03					
28	トリクロロ酢酸	0.03					
26	臭素酸	0.01					
31	ホルムアルデヒド	0.08					
21	塩素酸	0.6					
3	C	カドミウム及びその化合物	0.003				
4		水銀及びその化合物	0.0005				
5		セレン及びその化合物	0.01				
7		ヒ素及びその化合物	0.01				
12		フッ素及びその化合物	0.8				
13		ホウ素及びその化合物	1.0				
36		ナトリウム及びその化合物	200				
39	D	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300				
40		蒸発残留物	500				
41		陰イオン界面活性剤	0.2				
44		非イオン界面活性剤	0.02				
45		フェノール類	0.005				
6	E	鉛及びその化合物	0.01				
8		六価クロム化合物	0.02				
32		亜鉛及びその化合物	1.0				
33	F	アルミニウム及びその化合物	0.2				
35		銅及びその化合物	1.0				
14		四塩化炭素	0.002				
15	G	1,4-ジオキサン	0.05				
16		シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04				
17		ジクロロメタン	0.02				
18		テトラクロロエチレン	0.01				
19		トリクロロエチレン	0.01				
20		ベンゼン	0.01				
9		亜硝酸態窒素	0.04				